

改正

平成元年12月26日条例第21号  
平成6年3月29日条例第10号  
平成13年6月20日条例第16号  
平成23年3月28日条例第7号  
平成24年3月28日条例第16号  
平成29年12月26日条例第29号

西尾市立図書館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、西尾市立図書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 図書、記録その他必要な図書館資料（以下「図書」という。）を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、市民の教育と文化の発展に寄与するため、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）を西尾市亀沢町474番地に設置する。

2 前項の図書館に、次のとおり分館を置く。

名称	位置
西尾市立一色学びの館	西尾市一色町一色東前新田8番地
西尾市立吉良図書館	西尾市吉良町荻原大道通14番地1
西尾市立幡豆図書館	西尾市寺部町林添89番地1

(事業)

**第3条** 図書館及び分館（以下「図書館等」という。）は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書を一般公衆の利用に供し、図書館等を利用する者（以下「入館者」という。）の相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会等を主催し、その奨励を行うこと。
- (4) 館報、目録その他読書資料を発行し、及び頒布すること。
- (5) 読書会及び図書に関する講演会、研究会、講習会等のための会場を提供すること。
- (6) 他の図書館及び社会教育施設と協力すること。
- (7) 配本所等に配本を行うこと。
- (8) その他教育委員会が必要と認めた事業を行うこと。

(図書館等の管理)

**第3条の2** 図書館等の管理は、西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例（平成17年西尾市条例第9号）に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

**第3条の3** 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の運営に関する業務（図書の収集及び廃棄に係る決定を除く。）
- (2) 第5条に規定する複写手数料の収受に関する業務
- (3) 第7条に規定する利用許可に関する業務
- (4) 図書館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

**第3条の4** 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第8条まで、第11条及び第13条に規定

する市長及び教育委員会の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(入館の制限)

**第4条** 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 入館者に迷惑をかけ、又は図書及び図書館等の施設、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上支障があると認めるとき。

(図書の複写)

**第5条** 図書の複写をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、複写1枚につき10円の手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免)

**第6条** 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(利用の許可)

**第7条** 読書会若しくは図書に関する講演会、研究会、講習会等のため又は教育委員会が必要と認められた事由により図書館等の施設、附属設備及び機材（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

**第8条** 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 専ら営利を目的とする行為を行うとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

**第9条** 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用の許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

**第10条** 利用者は、図書館等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

**第11条** 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が、第13条の規定に違反したとき。

(2) 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項第1号の規定により第7条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者が受ける損害については、その責めを負わない。

(原状復帰の義務)

**第12条** 利用者は、施設等の利用を終わったとき、又は前条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に復帰して返還しなければならない。

(入館者の義務)

**第13条** 入館者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

**第14条** 入館者が図書及び施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(図書館協議会)

**第15条** 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に西尾市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年8月1日から施行する。  
(西尾市立図書館岩瀬文庫設置条例の廃止)
- 2 西尾市立図書館岩瀬文庫設置条例(昭和30年西尾市条例第65号)は、廃止する。  
(西尾市立郷土館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 3 西尾市立郷土館の設置及び管理に関する条例(昭和42年西尾市条例第5号)は、廃止する。  
(一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置)
- 4 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日の前日までに、編入前の一色学びの館設置及び管理に関する条例(昭和63年一色町条例第23号)、吉良町立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和59年吉良町条例第7号)又は幡豆町立図書館の設置及び管理に関する条例(平成4年幡豆町条例第16号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

**附 則** (平成元年12月26日条例第21号)

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

**附 則** (平成6年3月29日条例第10号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年6月20日条例第16号抄)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月28日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月28日条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年12月26日条例第29号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。